

● 消費税の確定申告はお早めに!!

	申告、納税期限	口座振替日 (振替納税ご利用の方)
消費税及び地方消費税	4月2日 (月)	4月25日 (水)

申告所得税の口座振替日は、4月20日 (金) です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき (更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき (修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表 (修正申告書・別表) に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

記帳継続指導事業所募集

事業所得を有する白色申告の方に対する記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されています。青色申告って何? 帳簿はどうつけたらよいの? 複式簿記って何? など、初めて青色申告を始められる方の疑問に専門指導員 (委嘱税理士) と本会担当職員が、日々の記帳から青色決算・所得税確定申告まで親切にお答えいたします。また、経理ソフトを使ったパソコンによる記帳もお手伝いしています。お気軽に最寄りの支所担当職員までご相談ください。



全国健康保険協会
三重支部からのお知らせ

平成30年度の協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽ三重支部の健康保険料率、介護保険料率が変更されます。
変更後の健康保険料率は、3月分 (4月納付分) から適用されます。

	現行	→	平成30年3月分～
健康保険料率	9.92%	→	9.90%
介護保険料率	1.65%	→	1.57%



※ 40歳から64歳までの方 (介護保険第2号保険者) には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

特定保険料率・基本保険料率とは・・・健康保険料率 (9.90%) のうち、6.29% は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61% 分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは・・・介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費 (税金) や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者 (介護保険第2号被保険者) の介護保険料 (労使折半) 等により支えられています。

補助金のご案内

●小規模事業者持続化補助金●

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の一部を補助します。

【募集期間】 平成30年3月9日(金)～平成30年5月18日(金)

【対象】 小規模事業者(常時雇用する従業員が商業・サービス業は5名以下、製造業他は20名以下)

【補助率】 補助対象経費の2/3以内

【補助金額】 50万円以内 ※

(複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、1事業者あたり50万円×連携小規模事業者数で上限500万円)

※以下の場合は、補助上限額が100万円に引きあがります。

①従業員の賃金を引き上げる取り組み ②買物弱者対策の取り組み ③海外展開の取り組み

★本事業は商工会による事業支援計画書が必要となりますので、伊賀市商工会本所または各支所へご相談ください。

●ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金●

中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

【募集期間】 平成30年2月28日(水)～平成30年4月27日(金)

【対象】 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

1 企業間データ活用型：複数の事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援

【補助率】 2/3 【補助金額】 1,000万円以内/者(連携体は10者まで)

2 一般型：革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【補助率】 1/2 【補助金額】 1,000万円以内

(生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定または経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3)

3 小規模型：小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援

【補助率】 小規模事業者 2/3、その他 1/2 【補助金額】 500万円以内

生産性向上に資する専門家を活用する場合は、補助上限額が30万円引き上がります。(1～3型共通)

★本事業は商工会による認定支援機関確認書が必要となりますので、伊賀市商工会本所または各支所へご相談ください。

リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。相談予定日は、毎月第一水曜日です。

次回相談予定日 平成30年4月4日(水) 午前10時～午後4時

担当者 企業法務専門支援員 岸田 哲

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

🌸 次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月12(木) です 🌸

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。12日にお伺いできない場合は16日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所 ☎ 45-2210) までお願いいたします。

《貸付金利の状況》		(平成30年3月1日現在)
日本政策金融公庫	普通貸付基準利率(使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	1.16%～2.40% →
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.11% →
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.60%または1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%～2.075% →
	保証協会保証付(別途保証料)	1.40% →